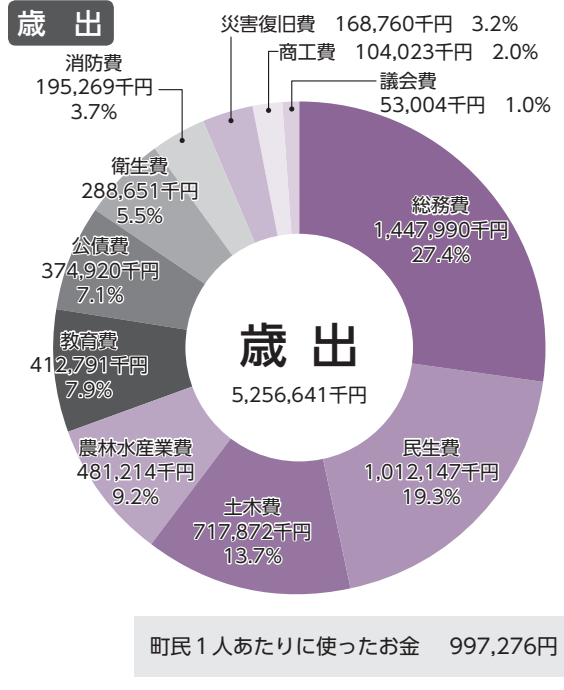
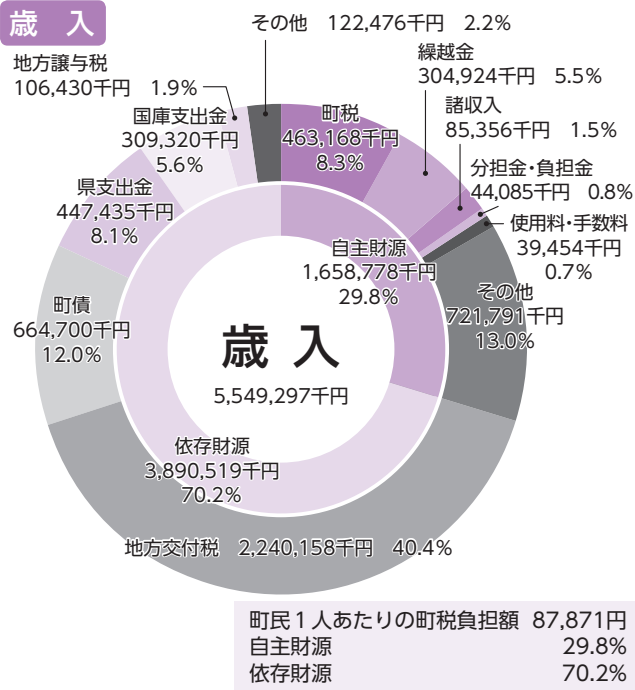


# 町財政状況

令和元年度決算の状況は次のとおりです。  
(神山町公表第68号)



## 特別会計決算

(単位：千円)

区分	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計	812,963	791,544	21,419
簡易水道事業特別会計	354,209	349,994	4,215
介護保険特別会計	1,064,771	1,049,063	15,708
後期高齢者医療特別会計	118,776	118,446	330

令和元年度

## 決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定により、次のとおり公表します。

### 健全化判断比率 (4つの比率)

(令和2年神山町公表第65号)

#### 〈比率の説明〉

- 実質赤字比率……………一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率……………全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率……………一般会計などにおける地方債の償還や公営企業が借り入れた地方債の償還に対する一般会計からの繰出金などの標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率……………第三セクターなども含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
神山町の比率	---	---	2.3	---
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

注：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合「-」の記載となる。  
注：4つの比率のうち1つでも「早期健全化基準」(黄信号)に達すると財政健全化計画を策定しなければならない。

### 資金不足比率

(令和2年神山町公表第66号)

(単位：千円)

特別会計の名称	資金不足比率	事業の規模
神山町簡易水道事業特別会計	---	99,130千円

注：資金不足額(赤字額)がない場合「-」の記載となる。  
注：健全化法施行令17条第3号の規定により事業の規模を算定